



入院時には 限度額適用認定証を使いましょう

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

入院などにより、1カ月の医療費が一定以上の高額となったとき、限度額適用認定証を提出することによって、窓口での支払いを自己負担限度額までに抑える事ができます。

■ 交付を受けるには？

限度額適用認定証の交付には国保年金係での申請が必要です。平成28年度分は8月1日から交付できるようになっております。交付には、申請する時点で納期を迎えている国民健康保険税の完納が必須です。

■ 限度額の区分

医療費の限度額は所得によるため、世帯によって異なります。下表をご覧ください。

【注意】70歳以上の方は自己負担限度額、国保世帯での合算など計算方法が異なります。

限度額認定証を使用しなかった場合、また使用しても複数の医療機関にかかり、一定以上の医療費が発生した場合は、高額療養費として後から支給されます。受診してから約2カ月後に通知を送付していますので、通知が届いたらお早めに国保年金係で手続きを行ってください。

70歳未満の場合の自己負担限度額

区分	所得要件 (基礎控除後の所得)	自己負担限度額	多数回該当 (1年間に4回)
ア	901万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	600万円以上～901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	210万円以上～600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円



第3号被保険者 厚生年金などの被扶養者の方へ

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

厚生年金や共済組合の加入者(第2号被保険者)である夫(妻)に扶養されている20歳以上60歳未満の妻(夫)を国民年金第3号被保険者といいます。

■ 保険料

国民年金保険料の支払いは不要ですが、配偶者の給料からの天引きではありません。配偶者の加入している厚生年金や共済組合が制度全体として負担しています。

■ 加入手続き

届け出先は配偶者(第2号被保険者)の勤務先です。厚生年金に加入している配偶者に扶養されていても、届け出をしないと第3号被保険者に該当しません。忘れずに手続きをしてください。

■ 第3号被保険者の特例届け出

第3号の未届け期間があり、未納となっている期間があるときは、届け出を行うことにより、特例的に納付済み期間として認められる場合があります。

■ お問い合わせ

ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165

届け出が必要なとき

こんなとき	種別	届け出先	必要なもの
会社や役所などに就職したとき	3号→2号	勤務先	年金手帳など
配偶者に扶養されるようになったとき (配偶者が2号被保険者の場合)	1号→3号 2号→3号	配偶者の勤務先	
配偶者である第2号被保険者が会社を退職したときまたは第2号被保険者の扶養からはずれたとき(離婚、収入増など)	3号→1号	役場 町民税務課 国保年金係	印鑑、年金手帳、 喪失証明書
住所、氏名が変わったとき	3号	配偶者の勤務先	年金手帳など
年金手帳をなくしたとき			

芝山町公共施設等 総合管理計画検討 委員会を設置しました

☎ 総務課 契約管財係 ☎ 77-3907

町では、町が保有する公共施設などの配置、維持、更新などについて総合的な見地から検討するため、外部委員も含めた芝山町公共施設等総合管理計画検討委員会を8月に設置しました。この委員会は、公共施設などの総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針などを検討していきます。今後、検討した結果は随時お知らせします。



- 日時 平成29年1月8日(日)
- 場所 芝山文化センター
- 対象
 - ・平成28年4月2日から平成9年4月1日生まれの新成人で、芝山町に居住する方(平成28年10月1日時点)
 - ・平成23年度に芝山中学校を卒業した方
 - ・平成20年度町内小学校卒業生で参加希望をする方
- 主なスケジュール
 - ・受付開始 午後1時30分～
 - ・式典開始 午後2時



- ・記念撮影 午後2時45分～
 - ・第2部 午後3時15分～
 - ・解散 午後4時15分
- ※日程に関しては町より成人式対象者に別途案内状を郵送いたします(11月中旬予定)。



二十歳の記念日 平成29年成人式

☎ 教育課 社会教育係 ☎ 77-1861

平成29年芝山町成人式の日程をお知らせいたします。ご家族の方も式典・記念事業に参加いただけます。直接会場へお越しください。



マイナンバーカードの休日交付 事前の予約が必要です

☎ 町民税務課 戸籍係 ☎ 77-3911

マイナンバーカードが次の休日交付日にも受け取れます。休日の受け取りをご希望の方は、受け取り希望時間を必ず電話にてご予約ください。

青山 春美先生 子育て応援セミナー 子育ての悩みを、ふっとばせ～♪

☎ 福祉保健課 福祉係 ☎ 77-3914

芝山町手をつなぐ親の会主催の子育て応援セミナーを開催します。

「うちの子、言葉が遅いかな?」「落ち着きがなくて」「おとなしくてお友達ができない」など、お母さんたちの「困った」を応援します。保護者のみの参加や関係者の参加も大歓迎!たくさんの方の参加をお待ちしています。

- 日時 10月12日(水)
午前9時30分～正午
- 場所 保健センター2階和室
- 青山春美先生紹介
NPO 法人モチモチの森 理事長
数多くのこども発達支援に携わり、悩める親や関係者へ相談支援をされています。

- 予約窓口 町民税務課戸籍係
平日午前8時30分～午後5時まで
- 休日交付日 9月25日(日)
- 交付時間 午前10時～午後3時
- 受け取りに必要なもの
 - ・マイナンバー通知カード(申請書から切り離れた、12桁のマイナンバーが記載されたもの)

- ・個人番号カード交付通知書(ご連絡に同封されたハガキ)
 - ・写真付本人確認書類(運転免許証など)
 - ・印鑑(ゴム印不可)
 - ・お持ちの方は住基カード(引き換えで交付します)
- ※代理人による受け取りは本人が入院中等などで来庁が困難な場合に限られています。詳しくは戸籍係へご相談ください。